

令和 8 年度 豊郷町住宅リフォーム補助金事業のご案内

町内産業の活性化と雇用の安定化のため、住宅リフォーム促進事業を実施しています。

これは、町民の皆様が町内に事業所を有する法人または個人の施工業者を利用し、リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。

◎ 補助の対象となる工事

補助金交付決定通知を受けてから着手し、**令和 9 年 3 月 12 日(金曜)**までに完了する工事が対象です。なお、**補助対象総工事費が30万円以上(消費税含む)**の工事に限ります。

◎ 対象工事 **修繕・改修・補修・模様替え工事**(詳細内容については、下記担当課に連絡下さい。)

※注) 増築、外構工事(ウッドデッキ・サンルーフ設置等)、下水道等接続工事、エアコン・エコキュート交換工事は対象外です。

また、太陽光発電システム・蓄電池設置の補助金については担当課が異なります(問合せ先; 住民生活課 TEL:35-8115)

◎ 補助の対象となる住宅

町内の住宅(自ら所有し、現に居住している住宅または転入し居住する住宅)が対象となります。ただし、店舗併用住宅等は居住部分のみ対象となります。

◎ 補助の対象となる方

次の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 対象の住宅の所有者で、その住宅に自ら居住している人または転入し自ら居住する人(転入後の住民票提出)、豊郷町に住民票を置いている人。
2. 申請時において町税(国保税含む)等について滞納がない者。
3. 対象となる工事について、他の同様の豊郷町補助金や助成金を受けないこと。

補助回数は各世帯1回限りとなります。

※注) 町内に複数戸住宅を所有している場合、どれか一戸(現居住地)のみが対象になります。

※注) 対象住宅が共有名義等の場合、複数人による申込みはできません。

※注) 町内業者(個人事業主)による自宅(同一名義の住宅)改修の申込みはできません。

◎ 補 助 金 額

補助対象総工事費の 3 分の 1 に相当する額で、**20万円**を限度

例) 工事費60万円の場合 $60万円 \times 1/3$ (補助率)=20万円 → 補助額20万円

工事費120万円の場合 $120万円 \times 1/3$ (補助率)=40万円 > 20万円 → 補助額20万円

◎ 補助金申請の流れ

- ① 令和 8 年 4 月 10 日(金曜)以降に役場地域整備課窓口にて申込みし、補助金交付申請様式の受け取り。
- ② 申請様式に必要書類を添付して、地域整備課リフォーム担当あてに申請書の提出。
- ③ 町職員による着工前の工事箇所の現場確認。
- ④ 地域整備課発送の補助金交付決定通知を受領後、契約し、工事の着工。
※ 決定通知を受け取る前の工事は補助金対象となりませんのでご注意ください。
- ⑤ 工事完了後、速やかに実績報告書の提出。
- ⑥ 町職員による完了後の工事箇所の現場確認。
- ⑦ 地域整備課から補助金額確定通知の発送。
- ⑧ 補助金支払(所定口座に振込み)を確認し完了。

何かご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申込先

豊郷町役場 地域整備課 (TEL35-8121)
担当者: 森